

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	試料採取系において、給水pH計恒温装置の温度制御不良(通常25 が35.7 )が認められたため、当該恒温装置を点検。	D	
2	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン高圧蒸気加減弁シート dren 水位検出器に動作不良が認められたため、当該検出器を点検。	D	
3	2号機	高圧炉心スプレイ系非常用給気ファン(A)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部に傷が認められたため、当該傷を補修。	D	
4	2号機	主発電機密封油真空ポンプ(A、B)用電動機負荷側・反負荷側軸受ケース及び減速機軸受ケース並びに同ポンプ(B)減速機負荷側軸オイルシール部に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
5	2号機	抽気系第5段抽気ヘッド dren 水位計耐圧漏えい試験時、同試験規定圧力を保持できないことから、確認したところ、同 dren 水位スイッチ用検出元弁にシートリークが考えられるため、当該弁を点検。	D	
6	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン低圧入口蒸気 dren 水位計の耐圧漏えい試験時、同試験規定圧力を保持できないことから、確認したところ、同 dren 水位スイッチ用検出元弁にシートリークが考えられるため、当該弁を点検。	D	
7	2号機	第2、4給水加熱器(A、C)液位調節弁点検において、減圧弁排気孔より規定量以上の空気排出量が認められたため、当該減圧弁を交換。	D	
8	3号機	計装用圧縮空気系空気貯槽圧力計器元弁にシートリークが認められたため、当該弁を交換。	D	本不適合は11月11日掲載分No11と重複のため削除
9	3号機	残留熱除去系冷却水ポンプ(A)用電動機点検において、回転子バーに緩み(1本)が認められたため、対応検討。	D	
10	3号機	主発電機ガス系機内ガス純度計点検において、計器精度外れが認められたため、対応検討。	D	
11	3号機	残留熱除去系冷却水ポンプ(A)用電動機点検において、回転子軸の軸受嵌め合い部に摩耗が認められたため、対応検討。(軸受との嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	
12	4号機	原子炉建屋給気ファン室空調機(B)用電動機点検において、負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、対応検討。(軸受との嵌め合い管理値に問題なし)	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353